

大東亞建設民族人口資料 二七

昭和十七年三月三十日

英國の濠洲及び新西蘭に對する植民政策 (暫定稿)

厚生省 人口問題研究所

目次

一、	植民地としての濠洲及び新西蘭の特色	一頁
二、	植民地開発のための労働力確保の政策	三
三、	政治制度の發達	二
四、	交通産業の發達	一四
五、	移民制限政策	一八

文献

## 英國の濠洲及び新西蘭に對する植民政策

### 一、植民としての濠洲及び新西蘭の特色

濠洲及び新西蘭は所謂移住植民地として英國人が大量に植民して成功した例と見做されてゐる。濠洲に於ては九九%余が純歐洲人にして、その大部分は英國系である。新西蘭に於ては九四%までが英國系である。

白人が此の地方に於て大規模な植民に成功した理由は先づ氣候が白人の定住に適したと云ふ点にある。濠洲は、その全面積の三割が熱帯に屬するが他の大部分は温帯に屬してゐる。

濠洲南部の平均温度は摂氏十二度前後で北歐に比し若干温暖である。新西蘭も氣温的に非常に恵まれた處であつて、最も暑い時でも平均氣温十九・五度で我國よりも寧ろ良い。

第二の理由は資源の豊富なことである。

濠洲の資源としては畜産物、農産物、鉱産物がある。牧畜の中心は羊であ

つて、羊毛の産額は世界一である。農産物としては小麦、燕麥、其他相当の種類の栽培されてゐるが、就中小麦は世界市場に於て相当の地位を占めてゐる。鉱産物としては其の種類が非常に豊富であるが、金額から見れば、金、石炭、鉛、鉄等が重要である。十九世紀の中頃には濠洲の金は世界総産額の四割を占めたことが有り、濠洲の発展には非常な寄與をなした。現在でも世界で第五位である。

新西蘭も産業事情が濠洲に類似し、その羊毛生産額は世界第四位で濠洲の三分の一位はゐる。

さて濠洲、新西蘭、及び曾て英國の植民地であつた北米合衆国は孰れも所謂移住植民地であつて、本国人が多量に移住した点に特色があり、英領印度や葡領東印度の如く、僅かな本国人の支配の下に原住民が搾取されてゐるやうな植民地とは種々なる点で異つてゐる。

濠洲や新西蘭は人口の種構成が簡單であるから、政治、經濟、並に社会関係は單純である。此の点に於ては合衆国の如き複雑な人種構成を有

する国は種々困難な問題も持つてゐるのである。

## 二、植民地開発のための労働力確保の政策

濠洲や新西蘭の如く、有力なる原住民が先住せず、然も土地の資源が豊かな土地に於ては、之が開発は植民者自身が当らなくてはならない。そこで開発のための労働力の調査を如何にすべきか、最初に起つた大問題であつた。

之より先き、一六七〇年以降英國はアメリカに対して植民地労働者として罪人の流刑を行つてゐた。然るに後にアメリカが独立するに及び、一七八七年以後濠洲がアメリカに代つて流刑地となつた。

この政策は一面罪人の社会的隔離といふ刑事政策上の目的を有してゐたことは勿論であるが、植民地開発のための労働力供給といふ植民政策に寧ろ重点が置かれた。送つて本国の刑法を特に嚴酷にして輕微な犯罪をも終身刑に處して濠洲に送り込んだのである。但し新西蘭は初めからイングラント地方からの移民を主として移住させた点は濠洲と異つてゐる。

一七八七年時の宰相ピットはニューサウスウェールズに罪人を送附する  
ことに決し、七百五十七人（内二百人は女子）からなる所謂「最初の艦隊」  
は家畜、種子、植物、農具を積んで初代總督に引率され、一隊の兵士に護  
衛されてボタニー湾に投錨した。

罪人は新らしい大陸に移された後も本国に於けると同様に監禁され（自  
由移民の渡來するに至り後には監禁されず労働者として使役された。）  
官憲の命令により一定の労働に従事し、その仕事は主として牧畜であつた。  
刑期が満了しても本国に帰ることも出来ず與へられた資本を元として濠洲  
に踏止まり其の後の独立生活の設計に取りかゝらなければならなかつた。

然るに流刑民が開拓労働者となつたために植民地の風俗は柔れ、道義は  
頓廢し、違法暴行は各所に行はれるといふ仕末で社会の非難は漸く高まつ  
て來た。然し労働力の獲得の必要上流刑策を急激に廢止することも不可能  
であつたので、自由移民の渡航を奨励しつゝ、漸次廢止する事にした。  
全濠洲にわたつて流刑が廢止されたのは一八五三年であつた。

さて歐洲人が濠洲に移民して來ると原住民が徹々たる存在であつたに拘らず之に対して絶滅政策を以て臨んだ。絶滅政策を取響に至つた根本的な原因は恐怖感であつて初期の植民者及び牧羊者が広大な土地にまばらに移住し妻子の安全が気遣はれたのでともすると土人を射殺し勝であつた。そこで土人も白人が殺意ある危険人種であると考へ、またその脅威から逃れるために白人を見ると槍で刺殺した。又原の狩獵地から追ひ出されたことが土人を激昂させたことも当然である。

そこで白人は狙撃隊を組織して土人狩を行ったが、時には友好を装つて土人に毒の入つた食物を喫へて殺害するといふ残酷な方法もとつた。この外土人間に於ける流行病や饑饉を放任するといふ消極的な絶滅政策もとられた。

タスマニヤに於ては一八七六年を以てタスマニヤ人は根絶してしまつた。ヴィクトリアに於ても殆んど絶滅に歸した。クィンズランド其の他に於ては其後白人移住者の數が増加し、完全に原住民を征服してしまふと恐怖心は

消滅し絶滅政策は放棄された。新西蘭の原住民たるマリオ族は今日では白人と同一の政治的権力が與へられておるが一八六〇—六六年には白人植民者は土地の所有問題にからんで彼等に対し血腥な戦闘を挑んだ。当時のマリオ族の人口十二万は十年以内に半減したといはれておる。彼等の社会的生存が保障されたのは実にその人口が四万人に減少してからであつた。

さて新植民地の開発が囚人労働者によつて始められた事は先に述べた通りであるが、之の労働力のみでは充分でなかつたので一八三〇年頃からは自由移民の渡航が奨励された。

自由移民の渡航が増加し得るならばそれは植民地に対するあらゆる労働供給方法中最も理想的である。自由制度は労働者に対して最大の能率を發揮せしむるものである。その理由は労働の需用大にして従つて賃銀高く且つ土地生産力豊かな植民地に於ては、労働者は勤勉の結果容易に土地所有者となり得るからである。併し乍らこれ等労働者の余りに早く独立の土地所有者となることは植民地の資本家にとって必要なる労働供給を



減少し資本家的生産の發達を不可能ならしめる惧れがある。ウエーラフイ  
ールドの組織的植民地案なるものは土地分配問題と労働力供給とを同時に  
解決せんとする計畫であつて、この案は次の如き二つの主張を含んでゐる。  
第一は植民地に於ける資本と労働との適當なる数量的比例を維持せんとす  
るにある。

蓋し大量的且つ継続的労働の供給はアメリカの如く奴隸の輸入によつて  
もなし得る訳であるが濠洲及び新西蘭では専ら白人移住者自身によつて行  
はれた。この事情は資本家の移住を阻止する作用を営むであらう。資本家  
の移住がなければ植民地開発に必要な資本の供給が不足することになる。  
それ故資本家は植民地に於ても自ら労働に従事する必要を感ずるため  
に後の支配下に労働に従事すべき労働者を必要とする。そのためには公有  
地の拂下代金を相当高価にして、その収入は成るべく全部移住基金に繰入  
れ、移民の奨励に用ひるといふ主張であつた。

即ち土地拂下げ代金が安いと移民は速かに土地所有者となり、資本家は

必要なる労働の供給を得られなくなる。反対に余りに高價であるとき移民者が土地所有者とほることゝを不當に抑制されることになるので両者互適當に調和せしむら如く拂下代金を決定しなければならぬといふのである。

第二の主張は移住基金を以て渡航せしむべきものは若き夫婦又は婚姻年齢にある男女同数を選擇すべしといふにある。その生産力及び道德的生産性に対する好影響は植民社会の繁栄及び健全をもたらす所以であるとなした。要するに彼の主張は植民地に本国社会と等型の社会を建設せんとするにあつたが彼の主張の原則は政府により採用せられ、一八四〇年に土地及び移民局が設立され、一八四二年濠洲土地拂下法を制定し、濠洲の公有地は最低額、一エーカーキ十志にて競賣に附すべく、その賣上代金の半分は土地測量費及び移民費に充つべく、移民費は主として女子の移住奨励に充つべしとせられた。此の法律は主として、南濠洲にて実施されたがニューサウスウエールズ及びニュージランドに於ても多少の変更を加へて施行された。拂下面積に關しては後に制限を加へる事となり濠洲にては一八五六年以

來六四〇エーカーを最高限とし、後一、〇〇〇エーカーに拡張された。奥地の牧羊者に就ては十萬エーカーを一區とする大面積抑下主義を採つた。ニュージールランドでは二千エーカーを抑下の最高限とした。之等はいづれも土地兼併を防止する目的であつたが、甚だしい土地兼併を實現し一八九二年にはニューサウスウェールズ、ニュージールランド、南豪洲に於ける全抑下面積の半は僅かに一、二五〇人の所有に属したといふ。

之に対応して人口の都市集中の勢は急激であつた。

斯くの如くイギリスはウエイクフィールド案に従つて大土地所有の発生を抑制せんとした。耕作されずして賣買の対照となることを防止せんためであつた。更に労働者の送出と土地價格を高く保つことによつて労働不足を防止せんとした。

然し防止し得なかつたことは人々が早く富裕にならんと望むことであつた。土地は賣られ、金はイギリスに送られた。然し其の金で今迄以上の広い土地を買入れようとした者は更に多かつた。彼等はアデレード附近の土

地を買はうとした。町の近くの土地を買ったものはそれを更に高く賣らうとした。そこで耕作するためでなく、高く賣る目的で土地の買占めが始つた。之が所謂、土地投機或は土地景氣といはれるものである。

それは濠洲の諸所に起り、悲惨と失業を惹起したがそれを制止することは不可能であつた。耕作が行はれないので移民労働者は仕事がなく、アデレードに殺到して總督に食糧を要求したが食糧は容易に手に入らなかつた。時たまノアデレード附近に小麦耕作適地が発見され、また一八四〇年にはカプンダラ銅鑛、四五年にはバローラ銅鑛が発見され、南オーストラリヤは俄然活況を呈し初めた。

更に一八五一年シドニー奥地に金鑛が発見され、次いでメルボルン附近の金鑛発見され、後者の産額が莫大であつたために民衆は業務を棄て、之に走つた。こゝに於て農業地域は衰微せんとし、南濠洲の銅山会社は破産した。

政府は個人の金鑛採掘を禁止するため高率な採掘税を課して、辛うじ

て民衆の殺到を喰ひ止め得た。かゝる金鑛熱に伴ひ支那人其の他の大なる移民が濠洲に流れ込んだ。特にメルボルを含むビクトリアの人口は一八五〇年以後十年間に約七倍に増加してゐる。

### 三、政治制度の発達

次に我々は濠洲及び新西蘭の政治制度の発達について簡單な展望を行はふ。

一八五〇年代の經濟上の發達は又濠洲に於ける政治制度の發達によつて促進せられた。

最初ニエーサウス、ウエールスは濠洲最古の植民地として無限の權力を有する軍隊の統治の下にあつたが、一八二四年立法議會が設けられ、代議制を施行するに至つた。当時の政治組織は甚だ幼稚なものであつて、事績の見るべきものは一つもなかつた。濠洲に於ける他の植民地はニエーサウス、ウエールスの監督の下に於かれたが、爲に反抗を試み各植民地は其支配を脱却して英本国に倣つて憲法を制定し、近代的の獨立せる國家制度を形成

し二院制度の議會が組織せられた。是より各植民地の總督はたゞ国王の代表者といふのみにて実権は議會の手に移つた。

英国は濠洲各植民地に對しては頗る寛大なる態度を執り、アメリカに於ける失敗の原因たる嚴格なる處置を以て独立運動を盛ならしめるが如き策はとらなかつた。さうして軍隊まで本国に召還して、自衛策を自ら講ぜしめた。然るに独佛等の勢力は近海に及び、英露戦又近しと聞くやタスマニアの如きは保護を英国に求むるに至つた。茲に於て一定條件の下にイギリス管理に属する艦隊を配し列強の侵入に備へた。やがて抬頭せる濠洲植民地聯合の氣運もかゝる情勢の然らしむるものと考へられるのである。

濠洲は世界の大局を察して新時代に對應すべき国家的統一を致さんとしたが各植民地間の軋轢のために遷延してゐた。たゞ、對岸のニューギニアが独逸のためにと領されるや、各植民地共通の利害が痛切に感ぜられたので、一八九九年聯合會議を開催して聯邦憲法の成案を得た。同憲法は上下兩院より成る議會を置くこと、最高の聯邦裁判所を置くこと、行政官廳とし

て英国王より任命せられたる總督を置き、下院の多数を以て定めたる内閣  
責任政府を設置することを定めた。

イギリス議會又之を承認して一九〇一年一月一日濠洲聯邦の成立を見た  
のである。ニュージラランドも亦これと同じである。

新聯邦の特色は植民地自身が立法行政の機関を組織してその衝に当り、  
議會もイギリス国王の代表者たる一人の總督を除いては、全議員が普通選  
擧により各州より選出されたので殆んど全部の立法行政に對し總督はたゞ  
裁可の権を有するのみである。

新西蘭は最初はニューサウス・ウエルズの下に統治せられたが、一八四  
一年に独立の植民地となった。一八五〇年、ニュージラランド會社は其の  
權利を二十五萬磅を以て政府に譲渡した。

一八五二年には憲法を制定し、州及び聯邦政府に夫々民選議會を置き、  
責任内閣を有する自治制度を施行した。一九〇七年に於てニュージラランド  
は英帝國の自治領に昇格し、イギリス皇帝の親任したる總督は上下兩院の

収賈によつて統治権を總攬することゝなつた。上院議員は定員三十八名にして財産上の有資格者が選出せられ、マオリ人も三名、總督より指名され、下院は普通選挙行はれ、女子も選挙権を有し、定員八十名、任期四年、財産上資格あるものが選出せられ、其のうち四名はマオリ人である。ニュージーランドは世界大戦後、国際聯盟の一員となり、旧独領、西サモアの委任統治に當り、政治上に於て独立国と殆んど異ならない。

#### 四、交通産業の発達

鉄道網の發達は産業開發に一大影響を與へるものであるが、濠洲の河川は何れも流路短く、而も氣候の乾燥せる爲流水区域は更に局限されて居り、マルレー河、カリーリング河の如き大なるものと雖も巨大なる費用を投じて改良を要したため、勢ひ人工的なる交通路に依らざれば開發全く不可能である。最初オーストラリアに鉄道敷設を見たのは金鉱發見の爲であつた。然し最初の頃は資本不足の爲めに遅々として進まず、一八五五年より一八六一年の間に全線路延長三八キロメートルより三九一キロメートルに増加



したのみであつた。

而して、当時各植民地は其の地理的條件や又個人の意見などに左右せられて各地まことに線路の軌間を定め、又徒に都市の周圍に線路を集中せしめたので、旅客貨物の輸送が全国的に拡大されるや非常なる不便を残すことゝなつた。鉄道は農、牧、鑛産地からシドニー、メルボルン等の主要港に通ずるものと、生産地帯相互間を連結するものとの二種あるが後者に於ける使用價値は軌間の相違あるため少く、専ら前者にのみその價値を見る。従つてシドニー、及びメルボルンは各ニエーサウス、ウエルズ州及びヴィクトリア州に於て産業的價値大なる後裔地との連絡が容易であることにその今日の繁栄を見出すのである。

一九一二年聯邦政府は政府直營の横断鉄道をポート、オーガスタ、カルグルリ間に敷設したが、之は所謂開拓鉄道であつて、砂原を疾駆し、窓外の景觀は数日間全く変らないと云ふ單調なものである。其の他数本の敷設鉄道が計画されてゐる。

概して軌間の差異ある鉄道が多いため、不便甚だしく、建設に費用を余り要しない公道之に代り、鉄道の最大の敵として現はれるに至った。

オーストラリアは其の発見当時何等の家畜も見当らなかつたのであるが、アイリツプの所謂「第一艦隊」が二十九頭の羊を輸入して以来、此の地の風土が牧畜に適したので、年々頭数を増加し、一九三六年末には一億一千万頭を算するに至った。大陸の大部分は降雨量少く、中央低地の如きは廣大なる沃土なるにも拘らず湿氣欠乏の爲め施肥もなかつたが、鑿井の可能なる事が発見されるや牧羊、農業は俄かに盛になるに至った。

濠洲の牧産物は何と云つても羊毛である。量、質に於て世界に其の比を見ない。實に濠洲は僅々百数十年の間、世界最大の畜産輸出に發展したのであつて、イギリス人が植民地産業開発に寄與したる努力は眞に驚嘆すべき結果を齎らしたのである。

一八四四年ブーラ、ブーラ鉱山に銅鉱を発見したるをその嚆矢とする濠洲の鑛業は其の後バサースト、バララットの金山相次で発見せらるゝや牧

畜国とのみ考へられてゐた濠洲は、今や鉱業国としての第一歩を踏み出した。併し乍ら当初の鉱業は規模尚ほ小さく、副業として経営されてゐた、然るに内地地方なるピルバラ、クールガー、カルグールリに鉱山発見せらるゝに至つて、驚異的進歩をなすに至つた。

然し乍ら、こゝに特筆すべき一大事業、従つて開拓史上不朽の名を止むべきものあるを忘れてはならぬ。即ち、金鉱発見当時水一ガロンがニシリングにて容易に得られぬ乾燥地に於ける此の開発は一土木局長オーコンナーの努力に負ふところ大なる事実である。彼は首相の命を承けてカルグールリより海岸地方までの水道を建設するに決し、先づパースの郊外に河を堰き止めてマンガリン貯水池を設け、それより後方五百六十二キロメートル標高三百六十三メートルのカルグールリまで日々四百ガロンの水を押し上げる計畫をなした。此の一見無謀に類する計畫に對して誰一人として其の實現を信する者なく、嘲罵と迫害の間に死力を盡して工事に進進したが、数年の後、カルグールリに集つた群衆の前に遙々五百六十キロメ

トルを渡って来た水が到着するや、オーストラリアは喜びのあまり狂死して  
了った。

其の後この水道はカリフォルニア市のみならず沿道の田畑にも用ひられ  
るに至ったのである。

ニュージーランドの産業も短期間に著るしい発達を遂げた。全面積の三分  
の二は農業及び牧畜に通じてゐる。牧草の改良に就いては永年非常な苦心  
が拂はれてゐる。実にニュージーランドの牧畜は濠洲に次ぐ盛況である。  
輸出の大部分はバタ、羊毛、凍肉の類で殆ど畜産品に限られてゐる。

輸入品は自動車、機械、鉄鋼、織物等の工業製品で、此点に於ても濠洲聯  
邦と殆んど同じである。

鉄道は一八六〇年以來主として公債を募集して敷設されたが一九三六年  
には五千三百キロに達してゐる。

### 五 移民制限政策

先づ所謂白濠洲主義について述べよう。

白蠟主義は賃銀問題と人種問題を同時に解決せんとしたものであつて、アジヤ人は生活程度低く従つて低賃銀で労働契約をなし得るのみでなく、忠実にして、生産力も大である。

それ故アジヤ人の増加は白人労働者の生活を脅かす事にならうといふのであつた。次に合衆国及び南阿に於ける黒人白人の混交が非常に困難な問題を惹起したのであるが、既に有色人種の少い濠洲はこの困難な問題を起させる必要がどこにあるかといふのである。濠洲の黒人は問題でない。彼等は少数であり自然放任して置けば死滅の運命にあつたのである。

以上二つの点、即ち労働賃の高率化、労働条件の改善、人種の純潔保持について労働党と反労働党の見解は完全に一致したものである。新西蘭の移民政策は一層徹底したものであつて、原則としてイギリス人のみを以て植民地を維持せんとしてゐるのである。

右の如く濠洲の移民制限法は所謂白蠟主義に基づくものであつて、アジヤ人の來往を排斥せんとするものである。一八五〇年ニューサウス、ウエルズに金鉱発見せられて以

来支那人の流入次第に及ぶ、諸州の内、支那移民制限法を制定するその相次ぐに至ったが、かかる取締は諸州共同に之に当るのでなければ効果が薄いと、いふので一八八八年に支那人問題解決のための諸州聯合会議をシドニーに開いた。

この會議こそ濠洲聯邦成立の主要動機となつたものであつた。故に第一回聯邦議會(一九〇一年)に於て眞先に移民制限法の制定せられしも偶然ではない。

この法律及び一九〇五年の改正法によれば官吏の面前に於て法規に定むる言語の一を以て五十語よりなる文章を書取り且つ署名し能はざるもの、行政官廳の意見により公共若しくは慈善機關の負擔となる虞れありとせられたもの白痴又は瘋癲者、悪質又は危険性の流行病に罹れるもの、三年以内に国事犯にあらざる犯罪につき有罪の宣告を受け之に對し一年以上の禁錮に處せられ赦免を受けざるもの、醜業及び他人の醜業により生計を営むものは入国を禁ぜられ、又聯邦内に於て筋肉労働に従事するの契約若しくは合意を有する所謂契約労働者は一定の條件を具存し、殊にその契約が労働争議に影響を及ぼさしむる目的を有せず、又報酬其他の労働條件が濠洲内の既存條件と均衡を得たるものにあらずれば入国を許るべからず。かくの如き規定は表面に於ては何等種族的差別に基づく制限ではないが、その文字試験に使用せらるる言語は歐洲語であり、又その契約移民に關する條項といひ、殊に一九一二年の移民制限法改正に於て「法律の定むる形式により健康證明書を有せざる者」を禁止移民に追加し、而してその證明書を發行すべき聯邦醫務官の駐在地をイギリス

本國々内に限つたので、事實上に於て歐洲人以外の移住を禁止せらるものと云ふべきである。

濠洲に日本人が渡航したのは一八七〇年（明治三年）外國船乗組の水夫がシドニーに足を停めたるを以て最初とし一八八二年（明治十五年）木曜島に真珠貝を採取する為雇はれた者があつたが、その技術が優秀であつたので聲價を高めた。そこで潜水に獨特の技能ある紀州熊野の漁夫は其後西濠洲及び木曜島に續々渡航し、濠洲に於ける真珠貝採取の事業は我國人のために一大發展を遂げるに至つた。

白人の使役に甘せざる日本人は漸時独立して木曜島の全權を掌握せんとする勢を示したから白人は政治的な手段を以て日本人排斥を講じた。

一八九八年先づクイーンズランドに於て州法を以て日本移民の制限を行ひ、同州内に於て真珠貝採取船を有し又は借用して獨立の商業をなし得るものは英國國民に限ることとした。當時此の業に従事せる者は殆んど全部日本人であつたから、我國人の打撃は甚だしかった。

改米人は英國臣民たらずとも上陸後直ちに歸化を許るさるゝから何等の苦痛はないが、日本人は歸化を認められず如何ともなし得なかつた。加之

日本人の渡航に対し嚴酷なる制限を設けて日本労働者の入國を禁止し、州内に於ける有色人種の土人雇傭をも禁止した。一九〇一年濠洲聯邦なり、直ちに移民制限法が制定された事は先に述べた通りである。

新西蘭政府も一八九六年（明治二十九年）アジア人移民制限法を制定し、アジア人の上陸を禁止した。

更に一九二〇年移民制限法の改正により英國人を親とする英國生れの者以外は豫め許可を受くるに非ざれば入國を許さざることゝ定め、アジア人に対しては絶対に許可しない方針を取つてゐる。

文献

- 大塩亀雄 各國植民史及植民地の研究
- 矢内原忠雄 植民及植民政策
- テートリヒ、シエラ、半澤耕貫譯 植民史
- 小島憲 植民政策綱要

G. V. Portus, *Just Nations since 1606*, 1935  
 F. C. Ross, *Australia and the Far East*, 1935  
 H. E. Egerton, *A Short History of Britain*  
*Colonial Policy 1606-1909*, 1932



